議案参考資料

[令和 4 年第 2 回定例会(6 月)]

[担当課(室)係]

人 材 育 成 課 人事給与担当 選挙管理委員会事務局 選 挙 担 当

議案名

議案第 37 号 特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例案

趣旨・目的

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じ、投票立会人等の報酬の額を改めようとするものです。

概要

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第 14 条の規定に準じ、投票立会人等の報酬の額を下表のとおり改めます。

区分		報酬の額		1. 安元安元
		現行	改正後	増額額
選挙長	(1回につき)	10,600 円	10,800円	+200 円
選挙立会人	(1回につき)	8,800円	8,900 円	+100 円
投票管理者	(1回につき)	12,600 円	12,800 円	+200 円
期日前投票管理者	(1回につき)	11, 100 円	11,300円	+200 円
投票立会人	(1回につき)	10,700 円	10,900 円	+200 円
期日前投票立会人	(1回につき)	9,500円	9,600 円	+100 円
開票管理者	(1回につき)	10,600 円	10,800円	+200 円
開票立会人	(1回につき)	8,800円	8,900円	+100 円

(施行期日:公布の日)

背景•経過

投票立会人等の報酬の額については、国会議員の選挙等の執行経費の基準 に関する法律第14条に規定する費用弁償額に準じています。